

「2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業」に係る企画提案公募要領

2025 年日本国際博覧会(以下「万博」という。)のレガシーを引き継ぎ、革新的技術や新たな価値の創造による持続的な成長・発展と、世界が直面する課題解決への貢献、さらには、大阪・関西のプレゼンス向上につなげるため、経済界、国、関西広域連合及び地元自治体が一体となり、未来創造会議(以下「会議」という。)を設立しました。この会議で決定した取組を推進する団体として、未来創造会議運営委員会(以下「発注者」という。)が設置され、万博で披露された最先端技術等の実装化や夢洲におけるレガシー発信の取組、新たな法人設立等について、今後の進め方の検討を行っています。

現在、万博閉幕からまもなく1年が経過し、その成果を次のステージへつなげていく時期を迎えており、本会議の理念・目的・取組を広く周知することで、

- ① 最先端技術等の実装化・産業化に向けた取組の認知度向上
- ② アフター万博イベントへの熱気の維持、夢洲の記念公園開業までの持続的な盛り上がりの形成
- ③ 新たな法人への寄付・協賛に繋げる環境の整備

を実現し、国内外の個人や法人をはじめとする様々な主体による万博レガシーの展開への参画を促進することを目的とします。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

1 事業名

2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業

(1) 事業概要

詳細は別添の仕様書を参照してください。

(2) 委託上限額

24,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(3) 契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日(水)

2 スケジュール

2026 年 9 月 1 日(火)	公募開始
2026 年 9 月 8 日(火)	質問受付締切
2026 年 9 月 10 日(木)	質問に対する回答(予定)
2026 年 9 月 16 日(水)	参加申請関係書類の提出締切
2026 年 9 月 18 日(金)	参加資格決定通知(予定)
2026 年 10 月 1 日(木)	企画提案書類提出締切
2026 年 10 月上旬頃	選定委員会(事業者によるプレゼンテーション審査)
2026 年 10 月中旬頃	契約締結・事業開始
2027 年 3 月 31 日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が要件をすべて満たすこと。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 直近1事業年度において、本店所在地の都道府県における都道府県税及び市町村における市町村税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(6) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(7) 過去3年間に国及び自治体またはこれに準ずる公的機関における広報プロモーションを実施した実績を有すること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記のとおり、提出してください。なお、応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

2026 年 9 月 1 日(火)から 2026 年 10 月 1 日(木)まで

イ 配布方法

大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000686300.html>

(郵送や対面での配布は行いません。)

(2) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から 2026 年 9 月 8 日(火)午後 5 時 30 分まで(必着)

イ 提出方法

質問書(様式 1)に記載し、「8 提出先、問い合わせ先」まで E メールで提出するとともに、メール送付後は電話により、その旨を連絡すること。

※「件名」は「【質問:2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業】と明記してください。

※電話や口頭での質問は受け付けません。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、2026 年 9 月 10 日(木)(予定)に大阪市ホームページに掲載します。なお、報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に大阪市ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

(3) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人】

(ア)公募型プロポーザル参加申請書(様式 2-1)

(イ)公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 4)

(ウ)使用印鑑届(様式 5)

(エ)印鑑証明書【申請時点で発行から 3 か月以内のもの:原本】

(オ)登記簿謄本または登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から 3 か月以内のもの:写し可】

(カ)本店所在地の道府県民税並びに事業税の納税証明書【写し可】

(キ)直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【写し可】

(ク)消費税及び地方消費税の納税証明書【写し可】

(ケ)直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書【写し可】

※(カ)～(ク)は、「未納がないことがわかるもの」であること。また、申請時点で発行から 3 か月以内のものであること。ただし、会社設立 1 年未満のため、納税証明書が発行されない等の場合は、その文を記載した理由書を提出すること(様式自由)。

【共同事業体】

(ア)公募型プロポーザル参加申請書(様式 2-2)

(イ)共同事業体届出書兼委任状(様式 3)

(ウ)公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 4)

(エ)使用印鑑届(様式 5) ※代表構成員のみ

- (オ)印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:原本】※代表構成員のみ
(カ)登記簿謄本または登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
(キ)本店所在地の道府県民税並びに事業税の納税証明書【写し可】
(ク)直近1か年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【写し可】
(ケ)消費税及び地方消費税の納税証明書【写し可】
(コ)直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書【写し可】
(サ)共同企業体協定書【写し可】

※(ウ)及び(カ)～(コ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(キ)～(ケ)は、「未納がないことがわかるもの」であること。また、申請時点で発行から3か月以内のものであること。ただし、会社設立1年未満のため、納税証明書が発行されない等の場合は、その文を記載した理由書を提出すること(様式自由)。

イ 提出期限

2026年9月16日(水)午後5時30分まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに「8 提出先、問い合わせ先」まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、2026年9月18日(金)(予定)に様式2-1または様式2-2に記載の担当者メールアドレス宛に通知します。

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア)公募型プロポーザル企画提案書(様式6-1または様式6-2)

(イ)業務提案書

- ・様式は自由。A4 判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。
- ・業務実施体制についても、必ず提案に含めること。
- ・様式の向きは縦または横のいずれかで統一すること。

(ウ)動画企画案

- ・動画制作の企画案(絵コンテ等)を1点提案すること。
- ・様式は自由とするが、本事業で使用する場合を想定して作成すること。

(エ)業務実績調書(様式7)

- ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。

(オ)経費内訳書及び積算根拠(様式8)

イ 提出部数

正本:1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本:10部及びPDFデータを記録したDVD等1枚

※提出書類(ア)～(オ)を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

ウ 提出期限

(3)2026 年 9 月 24 日(木)から 2026 年 10 月 1 日(木)午後 5 時 30 分まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに「8 提出先、問い合わせ先」まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

オ 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

カ 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

キ その他

(ア)応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

(イ)表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業」提案書

株式会社〇〇(法人名)

(ウ)書類提出後の差し替えは認めません(発注者が補正等を求める場合を除く)。

(エ)応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(オ)提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の資料等を使用することはできません。

ウ 発注者側で投影機器を用意しますので、プレゼンテーション審査時に、提出資料を投影することが可能です。ただし機器の不具合等により投影できない可能性があることも考慮してください。

エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的・内容の理解度	事業趣旨に合致した提案となっているか。	15 点
「業務内容」に関する企画提案	(1)ホームページの制作・管理運営 ・事業目的や内容を踏まえた提案内容になっているか。 ・スケジュールや計画の妥当性。 ・ユーザー目線で見やすくわかりやすい構成か。 ・魅力ある掲載コンテンツの提案か(取材内容含む)。 ・セキュリティ対策、緊急時対応の体制整備が適切か。	25 点
	(2) 情報発信ツール(リーフレット・ポスター等の制作)	15 点

	・事業目的や内容を踏まえた提案内容になっているか。 ・価格の妥当性。 ・配布計画の妥当性。	
	(3) 情報発信ツール(PR 動画制作) ・事業目的や内容を踏まえた提案内容になっているか。 ・視聴者目線で見やすくわかりやすい構成か。 ・未来創造会議の取組が魅力あるものに映るような動画となっているか。	15 点
実現可能性	・提案の実現可能性はあるか。	10 点
業務遂行能力	・提案者の運営体制は適切か。 ・過去の類似事業における実績はあるか。	10 点
価格点	配点(10 点) × (提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格)から算出	10 点
合計点		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ウ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪市のホームページにおいて公表します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000686300.html>

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(a) 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

(b) 全提案事業者の名称 ＊申込順

(c) 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は(a)に同じ

(d) 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント

(e) 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(f) その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間、他の応募提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と発注者との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、大阪府暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、発注者は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (6) (5)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の 100 分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - イ 契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
 - ウ 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 その他

- (1) 応募書類の作成に要する費用は、参加者の負担とします。

- (2) すべての応募書類は返却しません。
- (3) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (4) 参加申請後に大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置又は大阪府暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。
- (5) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合があります。

8 提出先、問い合わせ先

受付については、午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとします。ただし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分は除くものとします。

《提出先、問い合わせ先》

未来創造会議運営委員会事務局（大阪府政策企画部戦略調整局万博レガシーチーム）

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 5 階

電話:06-4397-3448(内線 2887)

メール:kikaku-suishin-02@gbox.pref.osaka.lg.jp